

京 都 大 学 防 災 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第9条 防災研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>巨大災害研究センター 地震災害研究センター 火山活動研究センター <u>斜面災害研究センター</u> 流域災害研究センター 水資源環境研究センター</p> <p>2 (略)</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(研究体制)</p> <p>第9条の2 } (略)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 地盤研究グループは、地盤災害研究部門及び<u>斜面災害研究センター</u>で構成する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(附属研究施設)</p> <p>第9条 防災研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>巨大災害研究センター 地震災害研究センター 火山活動研究センター <u>斜面未災学研究センター</u> 流域災害研究センター 水資源環境研究センター</p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 }</p> <p>(研究体制)</p> <p>第9条の2 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 地盤研究グループは、地盤災害研究部門及び<u>斜面未災学研究センター</u>で構成する。</p> <p>5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和5年達示第22号)</p> <p>1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する斜面未災学研究センター長の任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。</p>